

中小企業の皆さんへ



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



中小・小規模企業の 資金繰りを支援します！

- 2009年12月15日 条件変更対応保証制度 開始! -

▶ これまで公的金融とお取引のない方でも、信用保証協会による返済負担軽減支援を受けられるようになります。

<制度概要>

- (1) 保証割合 40%
- (2) 保証期間 延長含め、最長3年
- (3) 保証料 2. 20%
- (4) 保証限度額 2億8000万円
(8000万円超の無担保保証も相談可)
- (5) ご利用に際しては、金融機関とともに、経営改善計画・返済計画を立てていただくこととなります。

本制度は、原則として(注1)、公的金融(日本公庫、商工中金、信用保証協会)を現在利用されていない中小企業者の方々が対象です。具体的にどのようなケースで利用できるのか、他の制度は利用できないのか等、ご不明な点があれば、保証協会や経済産業局・中小企業庁までお問い合わせ下さい。

(注1) 公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に公的金融を利用していないと同様と認められる場合を含むことを指します。

(注2) 本制度を利用される場合には、平成23年3月31日までにお手続きいただく必要があるのでご注意ください。

■お問い合わせ先

中小企業庁 金融課 TEL 03-3501-6280(直)

北海道経済産業局 産業部中小企業課

TEL 011-709-1783(直)

関東経済産業局 産業部中小企業金融課

TEL 048-600-0425(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

TEL 06-6966-6024(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課

TEL 087-811-8529(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

TEL 098-866-1755(直)

最寄の信用保証協会 (参考: <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>)

■最新の情報は

中小企業庁ホームページ

<http://chusho.meti.go.jp/>

モバイル中小企業庁 からご覧になれます!

<http://chusho.mjmk.jp>

QRコードからもアクセスできます! →



※融資・保証については、保証協会又は金融機関などによる審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。あらかじめご了承ください。